

入学試験問題〔専門科目〕

解答例

(1) 〔企業会計系演習〕

下記の点に主に言及して、制度会計の特徴を論述していること。

- ① わが国では、1949年以降に企業会計審議会が定めた「企業会計原則」他と、2001年以降企業会計基準委員会が設定した企業会計基準等を中心とする「公正なる会計慣行」を規範としていること。
- ② わが国の会計制度は、上記「公正なる会計慣行」をさまざまな法律に組み込んで（法律によって文言は異なり、その範囲・対象も厳密に一致しているわけではない）成立していること。
- ③ その代表例として、少なくとも、下記の金融商品取引法、会社法、および法人税法を取り上げていること。

-1) 金融商品取引法

投資家保護を目的として、投資家の判断に必要な経営成績や財政状態の「開示方法」について規定し、定めのない事項については「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うこととしている。金融商品取引法では、株式を公開している等の一定の条件を満たす大会社を対象に、「有価証券報告書」または「有価証券届出書」を内閣総理大臣に提出することが求められている。

-2) 会社法

株主及び債権者保護を目的として、配当可能利益の算定の仕方を規定し、会計に関しては「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとしている。会社法では、すべての会社を対象に、毎決算期に計算書類の作成が求められている。ここで作成される計算書類は、法人税の課税所得算定と強く結びついている。

-3) 法人税法

課税の公平等を基本理念とし、法人の課税所得の算定および計算手続等を定め、定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」によるものとしている。課税所得は、確定した決算書類をもとに税法特有の調整をおこなって算定される仕組みとなっている。

(2) 〔税法系演習〕

租税について定める税法は侵害規範である。すなわち私法取引等によって生産・獲得された富の一部を国家の手に移すための手段である。その際税法は、私法取引等を規律する私法と密接な関係を持つこととなる。借用概念は、他の法分野、例えば私法分野で意味内容が確立されている文言については、税法においても同様にとらえることとするものである。例えば、「住所」の意義は、民法におけるそれと同様に、すなわち「生活の本拠」ととらえるのである。

他方で固有概念は、他の法分野では用いられておらず、税法が独自に用いている概念である。例えば「所得」の意義は、所得税法、法人税法に規定された税法独自の意味内容でとらえること

とされている。

これらのうち借用概念については、他の法分野で用いられているのと同じ意義に解すべきか、それとも税の公平負担の観点あるいは税收確保の観点から、異なる意義に解すべきかについて、議論や紛争が生じてきた。わが国においてもいくつかの考え方が展開されてきた。（ここでいくつかの考え方を詳述してもよい。また、具体的紛争事例として裁判例を紹介してもよい。）現在は、租税法律主義とりわけ法的安定性の確保の要請に合致していることから、借用概念は、他の法分野におけるのと同じ意義に解すべきと考えられている。

なぜなら、私法との関係でみると、納税義務は各種の経済活動などの私法取引等や経済現象から生じてくるが、これらの経済活動などの私法取引等や経済現象は、まずは私法によって規律されているから、税法がそれらを税の対象とする場合、私法上におけるのと同じ概念を用いている場合には、別儀に解することが税法の明文の規定あるいはその趣旨から明らかである場合でない限り、それを私法上におけるのと同じ意義に解することが、法的安定性の観点から望ましいと考えられるからである。

ゆえに、借用概念は、原則として本来の法分野におけるのと同じ意義に解釈すべきであると考えられている。